

●香川県告示第62号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712011042	アイリスケアセンター坂出 (変更前) 坂出市室町3丁目1-5 (変更後) 綾歌郡宇多津町大字東分1661-1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	平成19年2月1日	居宅介護 重度訪問介護